

第 1 5 1 4 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 6 年 1 1 月 1 0 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 5 時 2 8 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 開 会 —

— 公 開 —

(議決事項)

第24号 島根県指定文化財の指定について (文化財課)

————— 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第3号 平成27年度定期人事異動方針 (教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等) について (総務課)

————— 以上原案のとおり承認

(報告事項)

第55号 第69回国民体育大会 (長崎国体) の成績について (保健体育課)

第56号 島根県スポーツ推進審議会委員の任命について (保健体育課)

第57号 第2回古代歴史文化賞受賞作について (文化財課)

第58号 14県連携「古代歴史文化に関する共同調査研究事業」について (文化財課)

第59号 島根県生徒指導審議会委員の委嘱について (教育指導課)

————— 以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

第25号 島根県立体育施設等の指定管理者の指定について (保健体育課)

第26号 島根県立青少年の家の指定管理者の指定について (社会教育課)

第27号 島根県立八雲立つ風土記の丘の指定管理者の指定について (文化財課)

第28号 島根県立古墳の丘古曾志公園の指定管理者の指定について (文化財課)

————— 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第4号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

————— 以上原案のとおり承認

(報告事項)

第60号 平成26年度11月補正予算案の概要について (総務課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
仲佐委員長 岡部委員 原委員 広江委員 森委員 藤原教育長

- 2 欠席委員
なし

- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
藤原教育長

- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者
吉城教育監 : 全議題
細田教育次長 : 全議題
田中参事 : 公開議題
矢野参事 : 公開議題
祖田参事 : 公開議題
春日教育センター所長 : 公開議題
高宮総務課長 : 全議題
佐藤総務課上席調整監 : 公開議題
小村教育施設課長 : 公開議題
高橋学校企画課長 : 公開議題、承認第4号
佐藤県立学校改革推進室長 : 公開議題
吉崎子ども安全支援室長 : 公開議題
原田特別支援教育課長 : 公開議題
堀江保健体育課長 : 公開議題、議決第25号
荒木社会教育課長 : 公開議題、議決第26号
恩田人権同和教育課長 : 公開議題
野口文化財課長 : 公開議題、議決第27、28号
松本世界遺産室長 : 公開議題
鈿福利課長 : 公開議題
柿本教育センター教育企画部長 : 公開議題
平野学校企画課課長代理 : 承認第4号
大場学校企画課企画幹 : 承認第4号
和田学校企画課企画人事主事 : 承認第4号
萩文化財課調整監 : 議決第27、28号
中澤文化財課企画幹 : 議決第27、28号

- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記
森脇総務課課長代理 : 全議題
小村総務課人事法令グループリーダー : 全議題
小林総務課主任 : 全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

仲佐委員長：開会宣言 13時30分

公開	議決事項	1件
	承認事項	1件
	協議事項	0件
	報告事項	5件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	4件
	承認事項	1件
	協議事項	0件
	報告事項	1件
	その他事項	0件
署名委員	森委員	

— 公 開 —

(議決事項)

第24号 島根県指定文化財の指定について (文化財課)

○野口文化財課長 議決第24号島根県指定文化財の指定についてお諮りする。

資料は1の1ページである。この件については、前回の委員会で諮問することについてお話しさせていただいたところだが、10月28日に開催された島根県文化財保護審議会に本件を諮問したところ、資料の1の2ページだが、審議会から下記のとおり答申するというところで、(1)から(5)まで、木造神像、木造僧形坐像、鏡像、懸仏、密教法具この5件について、島根県指定文化財に指定する価値があるものと認めるという答申をいただいた。この答申に基づいて、本件について指定の議決をお願いしたいというものである。

この詳細な内容については、1の3ページに概要を載せて、それぞれ個別のものについて、1の5ページから附属資料で1の25ページまでつけているが、これは前回の委員会の時に説明申し上げたとおりである。

○岡部委員 答申される際に、この文化財保護審議会での議論の様子というか、価値づけ等々についてお話しされたと思うが、その辺のあらましが分かれば教えていただきたい。

○野口文化財課長 大きな話としては、この諮問どおりということで、それぞれについて説明内容どおりの価値を認めるということでご了解いただいた。そのうえで一つ、これは答申の結果には左右されない話だが、前回の説明の時に申し上げたように、鰐淵寺においては、ここの概要版の資料にも載せているように、古文書、書跡、それから絵画、工芸品、彫刻といったようなもの、これら総合すると、文書の類でいくと約1,000点ある。その他のものについても、ここに書いているように、絵画で50点以上、それから工芸品でも50点以上、トータルだと約1,200点くらいのものである。そうした中で一つの考え方として、これらの全てについて、その1個1個の単品としての指定ということはもちろんだが、鰐淵寺のトータルとしての歴史資料といったような視点も持つていく必要があるのではないかとというようなお話があった。

———原案のとおり議決

(承認事項)

第3号 平成27年度定期人事異動方針 (教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等) について (総務課)

○高宮総務課長 承認第3号平成27年度定期人事異動方針 (教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等) についてお諮りする。

資料の2の1ページをご覧ください。本日、承認をお願いするのは、27年度定期人事異動方針のうち、いわゆる行政職であり、教員の方ではなく、教育委員会の事務局に勤務する行政職、あるいは県立学校の事務に従事する職員等についてである。

内容については、2の2ページだが、こちらのほうで全体的な状況について記載している。現在の本県の情勢は、非常に財政状況が厳しいということで、先般も財政当局から議会に対して説明があったが、年間で約毎年90億円から105億円程度の赤字が発生している。この赤字を平成29年度までに収支均衡の状態にもっていく必要があるということで、財政の状況が予断を許さない。またそのためには、人件費の削減の必要があることから、これまで県では行政職について1,000人を削減するという目標でやってきたが、それを1,300人に増やしてやっている。今1,300人の定員削減目標に対して1,050人が達成されているところだが、残り250人について平成29年度までに計画的に削減していく必要がある。このように財政状況あるいは人員を取り巻く状況は非常に厳しいわけだが、一方で、社会経済情勢のほう、民間の方々も非常に厳しい情勢にあるということから、中段のところであるが、県行政は県民のために行われるものである。県職員は県民のサービスをいかにし

て向上し得るのか、それぞれの持ち場で工夫が必要であるということがうたわれている。

また、通常の業務だけではなく、中段のほうの後段だが、昨年度は台風などによって、県の西部では非常に大きな災害が発生した。ルーチンの仕事だけではなく、こういう突発的な事故が起こった際も十分責任感を感じながら、その職責を果たしていくことが求められているということである。このように、取り巻く状況は非常に厳しいわけだが、最後の段落であるが、活力ある島根を築けるように、行政職員はそれぞれの立場で自由闊達な意見、議論を行いながら、明るい島根を築くことに向けて頑張っていく必要があると、このような背景を踏まえて人事異動を行う必要があるということが決められているものである。

続いて、2の3ページ以降だが、大きく変わったところはない。ポイントとしては人事異動の基本的な考え方だが、今申し上げたように非常に厳しい状況にあるということから、2行目のところにあるように、この難関に立ち向かえるように、能力と実績及び意識姿勢、そういう厳しい状況に立ち向かっていくという明確な意識を持った者を任用して、適材適所の人事異動を行うということがポイントになっている。一方で④のところだが、こうした厳しい状況の中、業務の多忙化やその他のことがあるので、職員の健康には十分配慮をしながらやっていく必要があるということ。それから⑤のところだが、行政職については、今年度から年金接続の関係で再任用という制度が導入されているので、この再任用制度をうまく活用しながら仕事を進めていく必要があるということが総括的事項でうたわれている。

異動の基準だが、2の3の2の①のところだが、基本的には同一所属の勤務年数は3年を基本としつつ、大規模なプロジェクトなどについては、これにとらわれず柔軟な運営をするということになっている。

それから、2の4ページだが、重点事項としては、これも昨年度と変わらないが、女性職員の登用ということがうたわれている。これは社会的にも女性の登用ということが言われているが、最近では県の職員についても女性と男性の採用の比率がほぼ同じ、あるいは女性が上回るという状況になっているようなことも踏まえて、今後も計画的にグループリーダーや管理職、こういったようなところへ計画的な登用を図っていくということ。それから②のところだが、業務の専門性が非常に求められているという中で、オールラウンダーだけではなくてスペシャリストの養成も必要だということで、例えば企業誘致であったり、あるいは観光とか商工の分野、そういったようなところでは企業の方々とのお付き合いなども含めて長期的な業務への従事、あるいは人間関係づくりというものが大事になってくるので、そうしたところでは3年を超える同一所属への勤務なども、ケース・バイ・ケースで採用していくということになっている。③の職員のキャリア形成促進を図る配置ということだが、これは県民サービスの向上という観点では、県庁の中で物を考えるだけではなくて、現場の第一線で住民の方々と触れ合いながら、その中でいろいろな意見を賜って進めていくという必要があることから、住民への接触が必要な部署、あるいは本庁で考える部署、そういう中で様々な配置をして、若いうちから様々な経験を積んで幅広い人材を育てていこうというものである。

あと、これを受けて2の5ページのところだが、人事交流の推進ということで、地域・任命権者間の交流、それから技術系職員の人事交流、それから他自治体との交流、それから⑤のところ、庁内公募の積極的な活用ということで、現在、先ほど申したような例えば企業誘致の関係であったり、あるいは観光であったり、それから地域づくり、こういった部分については、やる気のある職員をそういう分野に配属させようということで、チャレンジ制度というものを設けているが、こうしたものをより積極的に活用していくということがうたわれているところである。

それから2の6、個別的な事項だが、管理職については、今言ったような非常に厳しい状況の中で、部下職員をリードしていくということが求められるので、特に2段目のところだが、特に優れた勤務実績、あるいは意識姿勢、こういったものを有する職員の中から選考するというようにしている。それから、2のグループリーダー・企画幹、教育機関の課長等、いわゆる中間管理職と呼ばれるところだが、こうしたところについても、こうした多忙な状況などを踏まえて、3行目のところからだが、下位者、要するに部下の人に対して明確なビジョンを示すとともに、部下の人材育成をしっかりとやっていく能力、こうした能力が求めら

れるので、こうした能力を持った人を通常の勤務の実績から把握して配置を行っていくということにしている。

それから、3番目のところだが、ここは係長・企画員・主幹といったようなことである。これは、文字どおり上のグループリーダー、あるいは地方機関の課長を支えるその下に位置する職員であり、こうした職員も役付ということではないが、さらに若い職員、20代、30代の職員などを引っ張っていったり、一つのグループや課の中では課長等を補佐していくということも求められるので、最後から3段目のところだが、部下の指導育成と組織マネジメントを担う能力が求められる。そして組織の機能を補完するためにこうした係長やサブリーダー、こうしたものを任命して、職員に一定の権限を付与しながら、業務の円滑な執行を図るということにしているところである。

それから、4番の非役付き職員、いわゆる担当の職員だが、担当の職員についても、先ほど申し上げたように、3年を基本として異動をさせるとともに、様々な職務を若いうちから担当するということで、オールラウンドな知識を持ちながらも、そうした中で高度専門化するようなニーズに対応できるような専門職もあわせて育てていくということにしている。

それから2の7ページ、遠隔地への異動ということだが、本県については、残念ながら職員の中でもどうしても地域的な出身地の偏りがある。具体的に言うと、やはり出雲部の職員が多いという中で、計画的に石見部、隠岐部の経験も積む必要があるということがある。そういうことから、3行目のところに書いてあるように、企画員級の職、企画員というのは、一般的には41歳ぐらいで昇任するポストだが、この41歳の企画員級の職につくまでに、出雲部の職員であれば石見・隠岐に少なくとも2回、逆に石見や隠岐の職員であれば、出雲部に1回以上勤務するということがノルマとして課せられている。こういう遠隔地への勤務経験を前提として、41歳の企画員級に登用するというところになっているところである。

以上、申し上げたが、非常に厳しい財政状況等の中で、意識を高く持ちながら人事異動を行うということ、あるいは、計画的に若手の職員の育成を図る、それから女性の登用を図るということを骨子とした人事異動の基本方針が、これ知事部局でも定められていて、これと同様なものを県教育委員会としても定めて、人事異動に反映させていきたいと思っている。

○岡部委員 確認だが、この方針において去年と今年の違いというのは、

○高宮総務課長 ほとんどない。

○岡部委員 ほとんどないということ。

○高宮総務課長 若干、言葉が変わっているところとして、先ほど申し上げたように、能力、実績、意識姿勢ということで、そういう意識を持った人間に登用していくということをより明確にあらわしたということで、一部遠隔地の定義等が変わっているところがあるが、基本的なスタンスは変わっていない。

○仲佐委員長 適材適所という人事異動を心掛けていらっしゃるが、この3年間で異動の基準ということになっているが、その3年間でも適材適所ということで異動はしたが、なかなかそこで職務が合わないとかいうことがあろうかと思うが、その辺で、その3年経たなくても異動があるのか。

○高宮総務課長 原則として、行政の継続性という観点からあまり長くなっても慣れてしまって良くないとか、あるいはお金を扱うような仕事はあまり一人の人間が長くやるのは良くないということから3年という基本があるが、そういう中でプロジェクト的なもので延ばすこともあるし、逆に今、委員長おっしゃったように、従事してみたが合わなかったとか、あるいは体調を崩したとか、そういう場合には個々の事情に応じて1年とか2年とかいう短い期間でもさらなる異動を行うことはあるし、現在も行っている。

○広江委員 これは島根県全体のことだから多分同じだと思うが、知事部局と教育委員会で違うということが何かあるか。

○高宮総務課長 それは特にない。

(報告事項)

第55号 第69回国民体育大会(長崎国体)の成績について(保健体育課)

○堀江保健体育課長 報告第55号第69回国民体育大会(長崎国体)の成績についてご報告する。

長崎がんばらんば国体が、10月12日から22日まで長崎県で開催された。資料3の1ページの上の部分、天皇杯得点の推移の表をご覧いただきたい。男女の総合成績に当たる天皇杯得点については、47都道府県中45位だった。昨年より順位は1つ上がったが、得点の合計については昨年より約20点下がり、我々が目標としていた700点、順位は40台前半としていたが、それには及ばなかった。また、女子の総合成績、皇后杯については、44位となっている。

同じ3の1ページの本大会と書いてあるところで、入賞者の一覧について記載している。今回の大会で特に活躍した選手としては、ナンバー1、水泳、飛び込みの須山選手。これまで高校総体、それから昨年の国体ではあと一步のところまで2位ということだったが、今回の国体で1位となった。それからナンバー12、テニスの少年女子。県勢初のベスト4進出となった。中学校3年のペアで臨み、高校生を相手の快進撃だった。ナンバー15、ライフル射撃、田坂選手は、中国ブロックの予選を1位で通過していて、やはりこのビームライフルの部門でも2位という成績だった。ナンバー17、なぎなたについても、今年の高校総体準優勝の佐賀チームには決勝で敗れたが、1年生1名、3年生2名で編成した出雲北陵チームが実力を発揮して2位となっている。ナンバー21、22の松江商業、青山選手は、アジア大会にも出場していて、400メートルは大会記録での優勝となっている。ナンバー23の松江北高校、福田選手。予選では山陰新記録をマークするなど決勝でも2位になっている。ナンバー24、ゴルフの鎌田選手は、個人で優勝だった。ただ、ゴルフは団体のスコアだけが得点に反映されるため、天皇杯の得点とはなっていない。

続いて3の2ページ目をご覧いただきたい。これは競技ごとの得点を表にしたものである。島根県が団体競技としてこれまで得点源としていたホッケーが最も得点しているが、今年を含めてこの5年間を比較すると、最も低い得点となっている。このことが直接、得点が低くなった主な原因と言える。以下、下のほうにテニスがあるが、これは県勢初のベスト4入りによる得点。それから空手道があるが、形の演技で津和野高校の選手がくにびき国体以来の得点を得ている。

3の3ページでは、成年、少年ごとの競技ごとの得点の状況を表している。上の表、成年の部の得点が、ここ5年では43点と最も低くなった。下の表は、少年の部の得点である。ホッケーでは得点できなかったが、ほぼ例年並みの得点を上げており、冒頭のところで申し上げたが、総合順位については、この少年のおかげで46位から45位に1つ順位が上がった。

続いて、3の4ページをご覧いただきたい。過去3回の大会と今回の大会を県ごとに比較したものである。島根県は45位だったが、鳥取県については今回38位となっている。これはお家芸の相撲で着実な加点があったことや、特にボートでの活躍が目立ち、このボート競技だけでも島根県を90点、上回っている。島根県選手団は少年女子の活躍などもあり、これから期待が持てると思っている。平成28年、再来年だが、全国高校総体が中国ブロックで開催されて、島根県では体操、新体操、柔道、テニス、そして雲南市、奥出雲町をまたぐ、さくらおろち湖ではボート競技が開催される。今後も競技力の向上対策に努めていきたいと考えている。また、鳥取県の強化策などについて情報を収集して、競技力の向上の参考にしたいと考えている。

○岡部委員 成績がこここのところずっと振るわなくて、残念なところだが、先ほど鳥取県の事例というのを一つ参考にしたいということだったけれども、やはりこのスポーツでの活躍というのは、非常に明るい話題として県民の中にも歓迎される。これはテニスの錦織選手の話題を待つまでもないと思うが、ぜひともこの競技力アップのために、そしてそれがまたこの順位を上げていくことにもつながってくると思うので、ぜひとも何らかのてこ入れをしていただいて、最後のほうにいる順位を、もう少し上向くような形でご努力いただければ、そ

れがまた県民の大きな励みにもつながってくると思っているので、よろしくお願ひしたい。

○原委員 入賞者の高得点の競技を見ると、カヌーとか、ウエイトリフティング、ホッケーとか、今まで耳にしたことがある競技の選手の方が順位が良いというのも分かる。得点には入らないと言われたがゴルフで1番をとられたというのに驚いた。ゴルフ部というのは県内の高校にはあるのか。そもそもこの方は、どうやってこの技術を身につけられたのか。

○堀江保健体育課長 この方は、40代後半の方だったと思うが、自身で会社を経営されていて、それでゴルフの指導員もしていらっしゃる方で、よくご自分でコースに出られたり、自主的に毎日のようにゴルフを実践しておられる方である。ただ、3人の合計のスコアで競うので、残念ながら得点には反映されなかった。ゴルフ部のある高校については、今思い当たらないが、専門部は確かなはずなので、少年とかそういうのは出ていない。

○藤原教育長 プロは出ていないということか、国体に。

○堀江保健体育課長 プロは出ていない。

○仲佐委員長 いつも結果を見て感じることだが、40位前後を目標ということで、いろいろな取り組みをされている中で、やはり結果がまた45位ということが、やはりブロック大会で勝たないと国体に出られないという競技がかなりある。そのブロック大会で勝つのにもう少し力を入れたほうが、より出場すればそれだけ結果が出てくると思うので。ブロック大会にまず中国のブロックで代表になることに、もう少し力を入れたらいいように思うが、そのあたりはいかがか。

○堀江保健体育課長 確かにまずブロック大会を経ないと出られない種目と、それから各県に必ず1つつづつ割り当てられている競技があって、2種類あるが、そのブロック大会で勝っても、例えば銃剣道はブロックで1つの枠だったが、見事に勝ち上がって出たが、全国レベルになると、まだまだベスト8とかベスト4とか、そういうところに入る域には達していないものもある。それからメジャーな種目ではバスケットとか、サッカーとかバレーとか、そういったものは出ても強豪チームもたくさんあって、なかなかそのブロックだけを勝ち抜いても全国レベルは苦しいという状況がある。そうした中で、ホッケーとかなぎなたとか、そういった種目は島根のお家芸として頑張っている。そういった種目は全国レベルでも十分戦えるし、結果も出るが、種目によってはなかなか厳しい状況のものもある。もちろん中国ブロック大会を突破できるように、それにあわせて強化もしてきている。遠征をしたり、県外からの強豪校を招いたり、そういうところは支援もしたりして強化を図っている状況である。

○仲佐委員長 やはり成績が良ければ、県民がみんな喜ぶと思うので、ぜひブロック大会も本大会もあわせて、また支援をお願いしたいと思う。

――原案のとおり了承

第56号 島根県スポーツ推進審議会委員の任命について（保健体育課）

○堀江保健体育課長 報告第56号島根県スポーツ推進審議会委員の任命についてご報告する。

4の1ページをご覧いただきたい。このスポーツ推進審議会の委員というのは、スポーツ基本法それから県のスポーツ推進審議会条例に基づいて任命している。平成26年10月17日をもって任期が満了となったため、新たに下記のとおり14名の委員を任命した。新たな委員の任期は、10月18日から平成28年10月17日までである。

このうち、新任の委員について簡単にご紹介をすると、一番上に書いてある石倉さん。生涯スポーツの普及・振興という観点から、スポーツ・レクリエーションの分野から新たに任命をした。それから3番目の岡本さん。スポーツ・報道の分野ということで、前任者の任期満了に伴い新たに任命をしたものである。それから下から2番目の吉岡さん。障がい者スポーツの推進の分野から、前任者の推薦もいただいて、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認の障がい者スポーツ指導員の資格を持つ方を任命させていただいた。一番下の渡辺さんだが、前任者がご勤務の都合により委員としての活動が困難となったことにより、スポーツ少年団のかかわりということから新たに任命をした。

4の2ページをご覧ください。こうしたことにより、委員の構成比については、この表にあるように、男性8、女性6、住所、それから新・再任、年齢別はこのとおりである。下のほうに、スポーツ基本法の抜粋と島根県スポーツ推進審議会条例を記載している。スポーツ推進審議会では、島根県のスポーツの基本計画などをこの審議会の中で検討をいただいたり、それから先ほどご報告した国体の状況なども説明して、選手の強化策等についてご意見をいただくことにしている。

○仲佐委員長 4の2のスポーツ推進審議会条例の中で、昭和37年3月20日に条例が制定されたわけだが、これから随分年数が経っているが、これは変わってはきてないのか。

○堀江保健体育課長 委員の方々はそれぞれ変遷があるが、この内容自体は変わっていない。それから途中、この県が設置する委員会などに、例えば女性の委員を最低でも40%以上任命するような要綱もできたりして、そういう基準を満たすように委員を任命しているところである。

――原案のとおり了承

第57号 第2回古代歴史文化賞受賞作について（文化財課）

○丹羽野古代文化センター長 報告第57号第2回古代歴史文化賞受賞作についてご報告する。

それでは、資料の5の1をご覧ください。古代歴史文化賞は、日本の古代歴史文化について学術的な基盤に基づきながらも、分かりやすく、面白く著された書籍に対して表彰を行い、顕彰を行うことによって、そうした出版、あるいは執筆等をより促して、国民の歴史文化への関心を高めることで、最終的には参加県への興味、関心が高まり、交流人口を高めていこうという目的で昨年度設置をしたもので、今年度、第2回ということである。

今年度、2回目の賞の内容は、書いてあるように大賞1点、準大賞1点というもので定めており、今年度、美保岐玉という古代に出雲の国造が天皇家に献上した玉を模したものを正賞として新たに設けた。それとともに昨年同様、副賞100万円、さらに準大賞には副賞30万円を準備をしている。選定方法については、推薦書籍が73件、そこから重複とか推薦条件に合わないなどを抜いて、対象書籍が全部で46冊という中から、ノミネート作品5作品が選ばれて、それを選定委員会、これは10月31日、帝国ホテル、東京で行われたが、6名からなる選定委員会で2つの賞が選ばれた。大賞は「飛鳥の木簡―古代史の新たな解明―」であるが、中央公論新社から出されている新書本である。市大樹さんという40歳ぐらいの若い研究者の方が書かれた本である。準大賞が「若い人に語る奈良時代の歴史」、吉川弘文館から寺崎保広さんという方の著作である。この方も50歳中ごろの、まさに今現役バリバリの研究者の方である。

これらが選ばれた概要については、5の2、5の3に記しているのですが、またお読みいただきたいと思うが、簡単に申し上げると、この大賞作品については、木簡という非常に地味なものだが、大変出土が増えている。豊かな文字資料が書かれ、まさに同時代に書かれたものがたくさん出てきている。そうしたものの特に最新の研究成果が盛り込まれている、それが一般の方に対して分かりやすく書かれていることが非常に高く評価をされたというところではないかと思う。飛鳥の木簡ということで、奈良県の本かと思われるかもしれないが、いわゆる飛鳥時代の木簡という部分であり、奈良県以外のものもあるし、もちろんその飛鳥京、藤原京で出土したものの中には、隠岐の木簡なども含まれており、当県にかかわるものも記述がされているというものである。

「若い人に語る奈良時代の歴史」だが、こちらはいわゆる概説書ではあるが、非常に分かりやすく、律令の時代というのは非常にかたいイメージがあって、教科書などでも非常にかたい記述が多いが、そうしたいわゆる制度や政治のあり方などについて、非常に分かりやすくかみ砕いて書かれたものになる。その分かりやすさというところが一番高く評価された点だろうと考えている。

今後だが、記念行事を予定しており、まず東京会場だが、年明け1月31日に一ツ橋ホー

ルにおいて、この大賞受賞者による基調講演等の記念行事を予定している。2月の上旬、これはただいま調整中でもう間もなく決定する予定だが、地元松江でも記念行事を開催をする予定である。

○岡部委員 第1回、第2回ということで、今年の場合、確か候補作5作品を事前に発表されて、それを受ける形で大賞、準大賞と決まったと承知しているが、新聞等で候補作品決まるような報道はあったのか。

○丹羽野古代文化センター長 ノミネートについては、記者室等に情報提供もして、いろいろと動いたが、残念ながらノミネートそのものに関しては、新聞報道はなかったというのが実情である。この本賞の発表については、全国版でいうといわゆるベタ記事という小さいものではあるが、芥川賞や本屋大賞以外だと、大概大きな賞でもそれぐらいの扱いにならざるを得ないところがあるが、全国版に載せてもらった社が幾つかあるし、NHKニュースでも朝、全国版で取り上げられ、全国的な周知が少しずつなされていってるのではないかなと思う。今後ともPRに努めたいと思っている。

○岡部委員 例えば例としては適切ではないかもしれないが、直木賞とか芥川賞というのはその候補作が発表されて、一般の人はどういうものが今度賞に選ばれるかという下馬評なりあれこれ考える楽しみもあったりしてその決定に至るので、多分そういうところを意識された形での事前の発表であったと思う。今後、第3回がどのようなことになるかというのはまだこれからだと思うが、その候補に選ばれること自体が一つの評価だと思う。そういう意味で、それが候補作であるということがある程度周知されて、そしてその賞が決まるというのは、そういう事務局の思惑が達成されるようにもう少し研究していただいて、さらに盛り上げていただきたいと思っているので、よろしく願います。

○丹羽野古代文化センター長 委員、おっしゃるとおりであり、段階的にそういう形でPRがしていけるように、今年反省を踏まえて、来年度以降、おそらく同じような形で来年度も進むことになるかと思うので、ノミネートの段階から報道等がされるように研究をしていきたいと思う。今回5作の中で賞に選ばれなかった3作だが、これらに対しては、優秀作品という取り扱いで今のところ考えていて、例えば書店フェアとかいろんな打ち出しを今やっているが、その中にも必ず5冊を並べてもらう、それからポスターも大賞、準大賞、優秀作品3冊というような扱いをして、必ずその5作が優秀なものとして皆さんに周知いただけるようなやり方を、この発表後も続けてやっているところであるし、当日の贈呈式においても5人の方全員に、ちょうど5県が協力してやっているの、それぞれの県から記念品が送られているところである。

○岡部委員 当日の報道では、大賞、準大賞ということであって、あとの残りの3人の方の位置づけが、分からなかった人も多いと思うので、その前段として候補作が選ばれる、発表されているということが分かっているならば、その5人の方が候補作の筆者であるということも分かったと思う。重ねてだが、せっかくの良い企画だと思うので、この候補作ということが事前にできれば何らかの形で報道されるような仕掛けもしていただいて、それでこの大賞、準大賞、そしてまた優秀作品というような格好になっていくということがうまく進んでいくといいなと思っているので、よろしく願います。

○丹羽野古代文化センター長 承知した。

――原案のとおり了承

第58号 14 県連携「古代歴史文化に関する共同調査研究事業」について（文化財課）

○丹羽野古代文化センター長 報告第58号 14 県連携「古代歴史文化に関する共同調査研究事業」についてご報告する。

6 ページをご覧ください。以前に報告を少しさせてもらっているが、地域、県ごとでそれぞれ今まで積み重ねられている文化財、あるいは調査研究成果というものが、どうしても総合的に情報発信をされないという現状の中で、県域を超えて、それぞれの成果、あるいは

は出土物などを持ち寄って調査研究することによって、これまでにない幅広い調査研究結果を、成果を出して、それを情報発信することで、国などにはできない地域発の情報発信をしていきたいというのがこの事業の目的である。

構成県としては、これは3に書いてある研究テーマ「古墳時代の玉類」というものを今回選んでいるが、それにゆかりの深い14県にお声掛けをさせていただき、各県とも快諾をいただいております。経緯がある。

11月5日にこの研究をするための受け皿としての協議会、古代歴史文化協議会というのが発足をしました。この日に、各県の知事が理事となり、各県から知事及びその代理が集まってこの理事会を開催され、協議会が正式に発足をしたところである。その上で、2番に書いてあるように役員として、発案した県である溝口善兵衛島根県知事が会長に就任をされ、奈良県の荒井知事、福岡県の小川知事が副会長、岡山県、宮崎県のそれぞれ教育長が監事ということで、役員が決定したところである。

今後、調査研究を3年程度はやはりかかるのではないかと考えており、しっかりと各県連携して調査研究を進めた上で、合間に中間の講演会、あるいは成果が出た時点では報告書の刊行をし、シンポジウムの開催なども検討し、ゆくゆくは展覧会などが開催できればいいということを確認し合っているところである。

○岡部委員 非常にこの事業については期待をしている。ただ、14県も束ねて、その中で島根県が中心になってやられるということには、かなりご苦労も多かろうと思う。その中で、限られたスタッフの中で果実を得ていくというのはなかなか難しいことではあると思うが、ここに予定として検討ということになっているが、講演会とか報告書、シンポジウムの開催、そして展覧会、ぜひともこういう形で成果が出るように、研究を進めていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○丹羽野古代文化センター長 承知した。

――原案のとおり了承

第59号 島根県生徒指導審議会委員の委嘱について（教育指導課）

○吉崎子ども安全支援室長 報告第59号島根県生徒指導審議会委員の委嘱についてご報告する。

資料は7ページをご覧ください。ここにあるように、元県警察少年補導職員の加納さんに委員としてご就任いただきました。以前のところで委員の任命については報告させていただいていた。警察OBからも委員として入っていただくということになっていたが、その段階ではまだご推薦がいただけなかったが、このたび加納さんにご就任いただくということでご推薦があり、ご本人の内諾を得たので、11月1日から委員としてご就任いただくことになった。これで9名の委員さんにご参画いただくということで、今週の金曜日に第2回の生徒指導審議会を開催する予定にしており、そこから加わっていただくことになる。また、今度の金曜日の審議会の様子については、次の教育委員会会議でご報告させていただこうと思っている。

――原案のとおり了承

仲佐委員長：非公開宣言

―非公開―

(議決事項)

第25号 島根県立体育施設等の指定管理者の指定について（保健体育課）

――原案のとおり議決

第26号 島根県立青少年の家の指定管理者の指定について（社会教育課）

――原案のとおり議決

第27号 島根県立八雲立つ風土記の丘の指定管理者の指定について（文化財課）

――原案のとおり議決

第28号 島根県立古墳の丘古曾志公園の指定管理者の指定について（文化財課）

――原案のとおり議決

（承認事項）

第4号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

――原案のとおり承認

（報告事項）

第60号 平成26年度11月補正予算案の概要について（総務課）

○高宮総務課長 報告第60号平成26年度11月補正予算案の概要についてご報告する。

資料の13ページをご覧ください。11月19日から開会される定例の県議会に提出する予算案である。内容は、先ほど議決をいただいた公の施設の指定管理者が決定したと、これについては平成27年度から5年間ないしは8年間、総額いくらということで契約をお願いすることになるので、将来的な負担が県としても必要になることから、予算上の議決が必要なものについて提案させていただくものである。厳密に言うと、今日議決をいただいた後に報告案を作成してお諮りすべきところだが、11月14日に県議会の議会運営委員会に議案を報告する必要があったので、議決と同時に報告案件を提出していることにご了解をいただきたいと思う。今申し上げたように議会の方には11月14日午前中にこういう議案を次の議会に提出したいということで報告することになっているので、11月14日の午前中までは部外秘の取り扱いでお願いします。

○広江委員 補正予算のことではないが、予算全体ということで、お願い、要望であるが、平成27年度予算としては事務局としてもいろいろ作業をやっておられると思う。予算が決まった段階で、全体像を簡単に表したものでご説明いただきたい。例えば、先ほどの国体についてどのくらいの予算が使われているか、生徒指導にどれだけ、学力にどれだけといったところを教えていただきたい。全体像がつかめていないので、個別の案件をご説明していただいて、賛成、反対と言っているが、全体の中ではどうなのかという疑問があった。予算を何に使うかということはどうだけ力を入れているかということにもつながるので、どういった予算編成になっているのかということをご公表されてからのことだがご説明をお願いしたいと思っている。

○高宮総務課長 昨年度も少人数学級編成ということで、非常に大きな動きがあったこともあり、1月中旬くらいの教育委員会会議であったと思うが、項目としてはこういうところが大きなところであり、全体的にはこのような按配であるということをご報告、ご説明させて

いただいた機会があったかと思う。今回の予算についてもお話しできるようになった段階で早めに全体像をご説明したいと思う。

――原案のとおり了承

仲佐委員長：閉会宣言 15時28分